

今治エール大使「IMABALINA Ambassador」設置要綱

令和7年1月15日

今治市要綱

(設置)

第1条 本市をこよなく愛し、かつゆかりがある者が、自らの活躍の場やSNS等を通して本市の施策情報等を発信することにより、本市のブランドイメージの向上と情報発信力の強化に繋げるため、今治エール大使「IMABALINA Ambassador」(以下「大使」という。)を設置する。

(職務)

第2条 大使の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 国内外において、本市の施策情報等に関する積極的なPRに努めること。
- (2) 本市が主催し、又は本市が関与するイベント等に協力すること。
- (3) 来市等の機会に、市長に対し活動を報告すること。

(委嘱)

第3条 大使は、今治愛を公言しており、かつ本市の情報を幅広く情報発信することが期待できる者で、次のいずれかの条件を満たす者の中から市長が委嘱する。

- (1) 大使自身のSNSの総フォロワーが1万人以上であり、自らが定期的にSNSを更新しており、かつ、既に今治に関する情報を発信している者
- (2) 情報発信力があり、これまでの関わり等で本市への貢献度が高いと認められる者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 大使の任期は、委嘱した日から2年を経過した日の属する年度の末日とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても次のいずれかに該当する場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 大使としてふさわしくない行為等が発覚した場合

2 任期満了の日までに大使から辞任の申出がない場合には、任期をさらに1年延長できるとし、以降も同様の取扱いとする。

(謝礼金等)

第5条 大使の謝礼金等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第3号に掲げる職務については無償とする。
- (2) 第2条第2号に掲げる職務については、予算の範囲内において謝礼金等を支払う。

(提供資材等)

第6条 市長は、大使の活動に資するため、次に掲げる資材等を提供することができる。

- (1) 就任記念品
- (2) 名刺及び本市施策に関する資料等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に定める大使の職務を遂行するにあたって市長が必要と認めるもの

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、i. i. imabari!推進課において所管する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。